

相続対策 ワンポイント・レッスン ～基礎控除額以下の財産でも相続税が課税される?～ その11

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただきます。

第11回目のテーマは、「基礎控除額以下の財産でも相続税が課税される? (債務の引継ぎ方次第)」について、解説します。

相続又は遺贈によって取得した財産に係る相続税の課税価格に算入すべき価額は、財産の価額から、被相続人の債務等の金額のうち、その財産を取得した者の負担に属する部分の金額を控除した金額によることとされています(相法13①)。

その場合、特定の相続人が相続財産の価額を超えて債務を負担することとなっても、他の共同相続人や包括受遺者の相続税の課税価格を計算するに当たってその債務超過分を控除することはできません。

また、債務控除は、相続開始前3年(令和6年1月1日以後に贈与から7年)以内に贈与により取得した財産の価額を加算する前の課税価格から行う(相基通19-5)こととされています。そのため、被相続人の正味財産が相続税の基礎控除額以下であっても、遺産分割によっては相続税が課されることもあります。

そのことを、以下の設例で検証します。

【設例】

1. 被相続人 父(令和6年4月死亡)
2. 相続人 長男・長女
3. 相続財産
 - ① 賃貸不動産 8,000万円
 - ② その他の財産 5,000万円
 - ③ 借入金(賃貸不動産に係るもの) Δ9,000万円
4. 遺産分割 以下のいずれかの分割を行う。
 - ① すべての財産を法定相続分どおり相続する
 - ② 長男が賃貸不動産と借入金を、長女がその他の財産を相続する
 - ③ 上記②に加えて、長女から長男へ代償金1,000万円を支払う
5. 生前贈与 長男は令和5年に、父から110万円の贈与を受けていた
6. 相続税の計算

(単位:万円)

	4の①による分割		4の②による分割		4の③による分割	
	長男	長女	長男	長女	長男	長女
賃貸不動産	4,000	4,000	8,000	—	8,000	—
その他の財産	2,500	2,500	—	5,000	—	5,000
代償金	—	—	—	—	1,000	Δ1,000
借入金	Δ4,500	Δ4,500	Δ9,000	—	Δ9,000	—
純資産価額	2,000	2,000	(注)0	5,000	0	4,000
生前贈与加算	110	—	110	—	110	—
課税価格	2,110	2,000	110	5,000	110	4,000
基礎控除額	4,200		4,200		4,200	
課税遺産総額	0		910		0	
相続税の総額	0		91		0	
各人の算出税額	0	0	2	89	0	0

(注) 純資産価額が赤字のときは、「0」とされる。

以上の設例では、4の②による分割の場合には、長男の純資産価額が赤字となっているため、赤字の部分は切捨てられます(相続税申告書等様式・相基通19-5)。そのため、課税価格の合計額は5,110万円になり相続税の基礎控除額を上回り相続税が課されることになります。

4の①又は4の③による分割の場合には、切捨てられる金額がないことから、課税価格の合計額は4,110万円になり相続税の基礎控除額以下の金額であることから、相続税は課されません。(文責: 山本和義)